

## 令和4年度第4回三鷹市個人情報保護委員会会議概要

### 1 日時

令和5年3月28日 火曜日 午後6時30分から午後7時35分まで

### 2 議題

#### (1) 報告事項

- ア 三鷹市地域ポイント事業に係る個人情報取扱事務届出書の届出について
- イ 三鷹市運送事業継続支援給付金に係る個人情報取扱事務届出書の届出について
- ウ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について
- エ 三鷹市物価高騰対策子育て応援給付金給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について
- オ 子育て支援アプリ「みたかきっずナビ」の運用に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について

#### (2) その他報告

改正個人情報保護条例について

### 3 場所

三鷹市公会堂さんさん館3階 多目的会議室A・B

### 4 出席委員（敬称略）

- （一般市民） 堀川健太郎
- （学識経験者） 石橋圭介 小淵浩 高田哲司 土屋正己 羽根一成 樋口範雄
- （市議会議員） 山田さとみ 成田ちひろ 半田伸明 小幡和仁 嶋崎英治

### 5 欠席委員（敬称略）

赤羽香里 石川陽介 加藤隆之 舘石万里 吉岡克俊

### 6 市側出席者

河村市長 濱仲総務部長 田中総務部調整担当部長

白戸情報推進課長 八木相談・情報課長

下鳥情報推進課地域情報化推進係長 松田相談・情報課主査

[事務局]

情報推進課 高木主査

相談・情報課 宮川主事 田中主事

7 公開又は非公開の別

公開

8 傍聴者

なし

9 概要

---

(1) 報告事項

ア 三鷹市地域ポイント事業に係る個人情報取扱事務届出書の届出について

イ 三鷹市運送事業継続支援給付金に係る個人情報取扱事務届出書の届出について

ウ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について

エ 三鷹市物価高騰対策子育て応援給付金給付事業に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について

オ 子育て支援アプリ「みたかきっずナビ」の運用に係る個人情報取扱事務届出書の届出及び個人情報電算記録項目の設定について

八木相談・情報課長より報告事項7～30頁に関する説明があった。

---

**【樋口委員長】** 給付申請のような事業では、もう既に申請時期は終わっていて、我々は報告を受けるとのことなので、ただ、1番目とか最後の5番目というのは、まだ継続しておられるような、これらに関して個人情報を申請時に得ているということだと理解していますけれども、まだ継続しているものもあるという理解でよろしいですか。

**【八木相談・情報課長】** さようでございます。

**【樋口委員長】** ありがとうございます。

以上、いろいろな事業をとにかく三鷹市が行っているという様子は分かると思いますが、この5点の報告について、質問などがあれば受けたいと思いますが、いかがですか。

**【嶋崎委員】** 事前に送っていただいた資料、22ページの14番のところに「個人番号」とありますよね。これはどのようにして個人番号を提供してもらおうのでしょうか。提供してもらって記入するのでしょうか。

【八木相談・情報課長】      こちらは、申し訳ございませんが、報告事項の個人番号の収集方法については確認が取れていない状況でございます。

【嶋崎委員】      個人番号は、いわゆるマイナンバーですね。それは、ここに個人番号、項目とあって、どのように収集、誰がどのようにやるのかが分からないというのはまずいのではないですか。

【白戸情報推進課長】      個人番号につきましては、これは厳格な本人確認をした上で、対面であれば、御本人様と対面した上で、マイナンバーカードですとか、あるいは、かつては通知番号通知書もありましたが、今現在はマイナンバーカードで確認をしています。マイナンバーの本人確認は、身元確認という本人を確認するというものと、マイナンバーの確認ということで、マイナンバーカードであれば1枚で確認ができるというものでございます。このような形で対面におきましては取得をしているということになります。

【嶋崎委員】      持っていない人は、どうなるのですか。

【白戸情報推進課長】      お持ちでない場合も、窓口で申請を受け付けないとか、そういうことはないはずでございますので、氏名、住所等で本人の確認をするということになるかと考えています。

【嶋崎委員】      ということは、行政の側が、ある意味、職権で記入するということですか。

【白戸情報推進課長】      その申請のフォーマットなどは確認しないといけないところもありますけれども、恐らくはそういう何か確認をする、チェックをするようなものがあって、そういう確認をさせてもらって利用するということになっているかと考えます。その点、確認をさせていただきたいと思います。

【半田委員】      今の嶋崎委員の質問は、出て当然の質問。答えられないのも無理はない。問題なのは、個人情報管理責任者がここにいないのが一番の問題。報告事項だからといって、八木課長には大変失礼ですが、八木課長が、子育てとか、企画とか、答えられるかと言ったら、それは例えば事前に質問を通告して、そういうことだったら分かるけれども、今の嶋崎委員の質問に対して答えるのは、個人情報管理責任者でなければ駄目ですね。だから、後で確認しますでは駄目です。だから、なぜ各所管の個人情報の管理責任者が出ていないのかの説明をして、別にこれはいい悪いの問題ではなくて、運用の在り方と申しますか、そこをもう1回説明してもらわないと。

【八木相談・情報課長】      今、御質問いただいた件でございますが、今年度、今回を含

めまして4回委員会を開催させていただいており、前3回にも報告事項はありました。諮問事項につきましては、お話のありました所管課の課長、個人情報の管理責任者が出席していたのでございますけれども、大変恐縮ですが、報告事項については所管課の各課長は出席していなかったというような状況でございます。大変申し訳ございません。

【濱仲総務部長】 ただいま担当課長が申し上げましたとおり、これまで通例として報告事項には所管課の課長に出席いただいていたところでございますが、当然、御報告するに当たりまして、私どもの方でしっかり確認をして、お答えできる体制を取るべきでございました。引き続きこれからも新しい条例がまた4月から施行されますけれども、その際に皆様にしかりとした説明ができるように体制を整えてまいりますので、今日は申し訳ございません。確認をさせていただきつつ、進めさせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【嶋崎委員】 9ページから幾つかのところ、収集方法で、本人から収集と、こう書き込んでありますね。これ、新条例になると、この本人から収集というのはなくなるのでしょうか。それとも、やはり本人から収集するようになるのでしょうか。

【濱仲総務部長】 新条例になりましても、適正な方法で取得するということが大原則でございますので、三鷹市の事業におきましては、本人からの収集が最も適切な対応だと思っておりますので、そのような対応をさせていただければと思っております。

【半田委員】 先ほどの話なのだけれども、今までの慣例で、諮問の関係であると担当者が来ていたけれども、報告事項で来ていることは慣例でなかったと分かっている聞いています。なぜなら、諮問がなくなるでしょう。今までのままでいいのですかと聞いているのです。こういう趣旨です。それがいいか悪いかは、私が言える立場ではありません。だけれども、諮問事項という概念がなくなって、報告事項は今までどおり、では、担当は誰も来ない、本当にそれでいいのかという質問です。

【濱仲総務部長】 今のは、ごもっともな御意見だと思っております。私どもも、より一層、襟を正して適切な運用に努めてまいります。そのために皆様にしかり御報告をさせていただく義務があると認識しておりますので、その部分につきましては、先ほども申し上げたとおり、しっかり、もし主管課が出席しないような場合にも、こちらサイドで御報告できるように体制を整えてまいりますので、その部分は私どもも心して取り組みたいと思っております。

【樋口委員長】 ありがとうございます。

それでは、他にはいかがでしょうか。

それでは、また何か思いついたことがあったら、後で御発言いただくことにして、2番目のその他報告というところに入りたいと思いますので、これも事務局の方から説明をお願いいたします。

---

## (2) その他報告

### ア 改正個人情報保護条例について

八木相談・情報課長よりその他報告に関する説明があった。

---

**【樋口委員長】** 既に市議会を通っているということでありましてけれども、改正個人情報保護条例というものがこういう形で三鷹市は改正されましたということです。それによって、この委員会も運営委員会というような形になると。これはみなし規定というものが入っていて、ここにおられる方は自動的に運営委員会の委員を続けていただくというようなことではありますが、その他、とにかくこれに関連した今の説明について、質問などがあれば、お願いいたします。

**【嶋崎委員】** 質問ではありません。三鷹市議会いのちが大事は、国の個人情報保護法改正を受け、三鷹市個人情報保護条例の全部改正に対して、次の7点について問題点を指摘し反対いたしました。その事実を述べておきたいと思います。

その7項目について、1、個人情報の本人からの直接収集の原則がない。2、センシティブ情報の収集禁止の原則がない。3、市民の請求権を制限する「権利を濫用することなく」との条文を追加したこと。4、個人情報を生産する個人に関する情報に限定し、保護すべき権益を制限したこと。5、目的外利用、外部提供の原則禁止はされているが、相当な理由があれば、行政の事務事業遂行上必要な場合に利用提供が可能である。6、外部委託、外部提供、目的外利用等の判断は行政の長が行い、第三者が関わらないこと。7、情報開示期間を請求から決定までの期間を現行の15日以内を30日としたこと。死者の情報について要領を策定し、遺族等の利用を可能にしたが、条例策定によって死者の情報そのものの保護等はうたわなかった。そして、権利濫用については、判断基準としてガイドラインが示されたが、基本指針は当然のことを明記したのみ、クレーム事例が示されているが、これは情報公開に問題があるのではなく、クレーム対応に組織としてどう向き合い当該職

員を守るかについての問題である。このような別次元の案件を市民の知る権利、情報公開の権利を制限することに使ってはならない。国による条例画一化は、地方自治、自治体主権、条例制定権の否定の重大な問題である。地方公共団体は、地域の特性、実情に応じて必要な個人情報保護の施策を実施することが義務づけられていることから、国が制約することは越権行為である。国の統制に屈服することは、今後、他の施策でも自治体独自の事業実施が危うくなることを懸念する。基本的人権としての知る権利、個人情報の開示請求の請求権の保障を求め、改めて国の地方自治、地方分権の破壊に抗議の意を表明して、三鷹市個人情報条例に反対しました。こういうことを表明させていただきたいと思います。

以上です。

**【樋口委員長】** ありがとうございます。

半田委員、どうぞ。

**【半田委員】** その他報告資料の3と、4-1と4-2、これは3点全部、案になっていますよね。案ということは、いずれ成案になりますよね。そうですね。素案、成案とよく言いますがけれども、これはあくまで案ではないですか。だから、個人情報保護制度運営委員会と名前が変わるのでしたか、その新しい委員会の方に、この案が成案になったときの報告があるのかどうかを一応確認しておきたいと思います。

**【八木相談・情報課長】** 成案といいますか、そちらについては必ず報告をさせていただきたいと考えております。

**【羽根副委員長】** **【その他報告資料No.3】**の死者の情報の要領でございますが、この要領と、新しい個人情報保護法、あるいは改正された個人情報保護条例、それから情報公開条例、これとの関係性といいますか、この要領の位置づけというのは、どう整理されているのでしょうか。

**【八木相談・情報課長】** 個人情報保護法の方でございますけれども、こちらは遺族自身としての開示請求については認められておりますが、三鷹市においては、その取扱要領を定めまして、実際には、2に情報提供を求めることができるもの、そして、3に提供する情報の範囲ということで、取扱要領に定めまして対応させていただくというところがございます。

**【濱仲総務部長】** ただいまのお答えに補足をさせていただきますと、今回、個人情報保護法では、死者の情報については個人情報ではないということになりました。個人情報ではないということは、もちろん、これまでは死者の情報も個人情報であって、その御遺

族については開示請求という形で対応ができていたところ、今回、法改正で死者の情報が個人情報でなくなったことによって、市が持つ情報ではあるけれども、個人情報ではないということになりました。そうなりますと、今度、情報公開請求をしていただくような内容になりますが、情報公開条例では個人に関する情報は出さないことになっております。そうしますと、これまで御遺族で、やはり亡くなった方の診療情報、例えば、相続に係る認知の度合いがどうであったかといったような情報が全く出せない状況になりますので、そういった御家族のお困り事と申しますか、本当に必要な情報が全く出せないようなことにならないように、これまで開示請求があった内容を限定いたしまして出せることにいたしまして、もしその余で何か死者の情報を出してほしいというような御要望があったときには、情報公開条例上で出せるか否かを、また審査会の方で御判断いただくような形を考えておまして、今は審査会にかけるまでもなく、個人に関する情報を出せる内容ということで、この要領を定めさせていただいたところでございます。

**【羽根副委員長】** なるほど。ならば、情報公開条例で情報公開請求したらどうだという点について、情報公開条例では、こちらの個人情報については公開できないけれども、そちらの情報公開条例の個人情報というのは、死者の情報も含んでおるということを前提に、このような要領を作成されて、情報公開条例とは別に、裁量的に開示するルールをつくって、市民の方々の利益になるように行っていくと、そういう御趣旨ですね。

**【濱仲総務部長】** ただいまおっしゃっていただいたとおりでございます。一定の市民のニーズにも適切に対応しつつ、かといって、個人情報、個人に関する情報を不適切な対応をしないようにという対応でございます。

**【石橋委員】** 2点質問させてください。

1点目は、**【その他報告資料No.1】**の4ページ目の第15条、この委員会です、運営委員会の運営に関する質問になりますけれども、今まで諮問案件だったものも全部報告案件になるという理解で、そのときに何を報告案件とするか、また、報告案件の中での濃淡というのは出てくるのか。つまり、今回みたいな全部一括の報告案件になるのか、それとも、例えば担当部署の方が来て丁寧に説明いただくような報告案件も含むのか、その辺りの運営の方法はどうなっているかということが1点になります。まずはそちらからお伺いさせていただきます。

**【八木相談・情報課長】** 現行の個人情報保護委員会におきましては、石橋委員よりお話がありましたように、諮問事項、あるいは報告事項ということがございまして、新しい

制度といたしますか、個人情報保護制度運営委員会におきましても、今まであった報告事項につきまして報告をさせていただくということにはなりません。諮問事項も併せて報告をさせていただくという形になります。

【石橋委員】　今まで諮問事項に上がっていたもの、報告事項に上がっていたものは、そのまま全て報告事項に上がると。それはあくまで報告案件として、例えば、今までの委員会では報告内容としてあったような形式で報告いただくという形になりますでしょうか。

【八木相談・情報課長】　そのように考えております

【石橋委員】　逆に言うと、さっきの話に戻りますけれども、今までは諮問事項であったものも報告事項になりますので、淡々と報告いただくような形になってまいるということですね。

【八木相談・情報課長】　さようでございます。現行の個人情報保護委員会で、典型的といたしますか、外部結合、あるいは電算処理を含む外部委託でございますとか、そういうものにつきましては、今現在、諮問事項ではあるのでございますけれども、新制度におきましては、報告事項として報告させていただくというところでございます。

【石橋委員】　先ほどお話しいただきましたけれども、多分、そちらで事前にちゃんと把握していただく必要が出てくるかと思っておりますので、大変かと思いますが、ぜひ頑張ってくださいねと思います。

もう1点でございます。その他報告資料の4でございます。権利の濫用です。これ、さらに2つに分かれますけれども、これ、濫用しないようにしなければいけないという事項が入りましたけれども、濫用だと判断した場合の処理フローと、あるいは、一方で、いや、濫用ではないのだと言った場合に、一体どういうフローで判断がされていくのかということが1点です。そちらはいかがでしょうか。

【八木相談・情報課長】　こちらにつきましては、一定の基準としてガイドラインを制定するところでございますけれども、また、別紙にも類型と請求事例ということで実例等を挙げておりますが、このガイドラインの中にもありますが、この一類型をもって権利の濫用と判断することももちろんないのでございますけれども、こちらは本当に1件1件ケース・バイ・ケース、いろいろなケースがございますので、まずは権利の濫用といたしますか、当たると思われるものにつきまして、この行政文書の公開請求等への行使を不当に妨げることがないように十分配慮して、適切に対応を進めていきたいと考えております。

【濱仲総務部長】　今回、理念規定といたしまして、権利の濫用をすることなくと規定



をさせていただいております。

一方で、それを却下の理由とするようなことはなく、反対に、民法上の権利の濫用に該当するかというところが大きな内容となっております。基本は、私どもは、権利の濫用と思われまいよというか、そういった対応にならないように、必要な情報を適切にこちらから提供させていただきまして、適切な請求をしていただくという姿勢で臨みます。その後の権利の濫用か否かというのは、もう本当に民法上の権利の、それこそ裁判で権利の濫用に当たるかどうかと判断されるような内容でフローが決まっておりますので、そうそうは規定をしておりませんが、やはりそういった意味では、フローが違うかと言われるすと、基本は、民法上の権利の社会通念上、本当にそれが権利の濫用に当たるかどうかというようなところの判断と考えているところでございます。

【石橋委員】 分かりました。あまり事前にフローを決めるというよりは、これは本当に例外の例外なので、その場で、要は市民の知る権利を侵さないような運用していくというような、そういう基本姿勢にとどまっております、実際のこの運用規定に運用フローがあるとか、処理フローを決めているというわけではないという理解でよろしいですか。

【濱仲総務部長】 そうしたフローを決めているわけではございません。1件1件丁寧に対応することによって、そういった事態を引き起こさないように対応していくという、そこには市民の皆様の御理解も必要であるというような内容でございます。

【石橋委員】 ありがとうございます。

最後に、そういう意味で、権利の濫用という言葉に何が当てはまるのか、類型3のところですけれども、「混乱又は停滞させることを目的」とするということを書いてありまして、何となく、要は、目的とするということだと、公開請求者の内心の問題になってくるので、少し判断が難しいのかなと思っております、一方で、例えば、「混乱又は停滞させた」という、何か外形的な判断の、だから、「混乱又は停滞させた」ような公開請求が繰り返されているときということだと外形的にある程度判断できてくるので、客観的に判断できるのかなと思いましたが、この辺り、やはり目的にした方が好ましいのでしょうか。

【樋口委員長】 これは書き方の問題ですよ。おっしゃるとおり、かえってこういうことをあれすると、適用が難しくなりますからね。だから、言っているのは、繰り返すですよ。これ、明らかに意味のない繰り返しのもの、その結果として、実施機関の事務を混乱または停滞させる結果になっているということなのではないでしょうか、そう書いた方が、本当は客観的な感じがしていいかもしれないですよ。

【石橋委員】 防ぎたいのは、「混乱又は停滞」なのであって……。

【樋口委員長】 そうですね。

【石橋委員】 それを防ぐように書いてしまうことも1つかなど。

【樋口委員長】 相手の目的までは本当は分からないからということですよ。

【石橋委員】 そうです。

【樋口委員長】 いやいや、貴重な御指摘なので、今後、これは一種の事例集ですから、いろいろ改めるところがあれば、改めてやっていかれたらいいと思いますけれども。

1点だけ私も、石橋委員の御指摘で、この委員会に関わることなので、4ページ目の15条の4、5というところに、一応、諮問事項を残したのです。これは、この条例自体をどうするかみたいな話になった場合は、こういう運営委員会にやはり諮問した方がいいだろうという御判断ですか。

【八木相談・情報課長】 そのとおりでございます。

【白戸情報推進課長】 補足をさせていただきます。この法律の改正によりまして、従来のオンライン結合とか、電算処理の委託みたいなことは諮問ができないようになったということでございます。何か業務で不明点があれば、国の個人情報保護委員会にこれを問合せして確認していく。この委員会そのものは第三者機関ということで独立した機関ということになっています。

それから、審議会の諮問ということで、個人情報保護委員会の方から3つの類型が出されておりました。これは質疑応答集の中で出てきたものでございます。まず、おっしゃっていただきましたように、法律の施行条例であるこの条例そのものを変えるときには、意見を聞くということができるということ。もう1つは、あるいは地域の特殊性に応じた必要性から、独自の個人情報保護制度に関する意見を求めるときとか、そういったことも例示されております。最後に、例えば、基本的には国の法令やガイドラインに従って運用を行っていくという制度でございますから、ただ、ガイドラインに沿って、運用ガイドラインとか法令に沿った運用を定める上で、その細かいルールを定めるとき、こういう細則を事前に設定しておくことで個人情報の保護が図られる、こういう場合には、諮問をして意見を伺うことができるというようなことになっているところでございます。恐らくこの3点の範囲にとどまってくるだろうと考えております。

以上です。

【樋口委員長】 了解しました。

それでは、その他報告事項についても、ここで終了したいと思います。よろしいでしょうか。

事務局から、その他、何かありますか。

【八木相談・情報課長】 特にはございません。

【樋口委員長】 なければ、これをもちまして今日の議事を終了いたしたいと思います。

議事概要につきましては、委員長確認のうへ「三鷹市市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例」に基づいて公表することにしたいと思います。

それでは、三鷹市個人情報保護委員会としては、きっと最後になると思いますが、お疲れさまでした。これで令和4年度第4回三鷹市個人情報保護委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —